

## 令和5年度千葉県献血推進計画

### 前 文

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第10条第5項の規定に基づき定める令和5年度の本県の献血の推進に関する計画である。

### 第1節 献血により確保すべき血液の目標量

#### 1 県献血目標について

令和5年度は、県内において必要と見込まれる輸血用血液量及び県に割り当てられた血漿分画製剤用原料血漿確保目標量を確保するために、量としては、100,929リットル、献血者数では、226,582人分の献血が必要であることから、この献血量及び献血者数を目標とする。

なお、目標献血量に基づいた献血者数、採血区分及び場所ごとの目標設定は次のとおりとし、採血区分及び採血場所ごとの献血目標は表1のとおりである。

##### (1) 成分献血

製剤別の供給予測及び血漿分画製剤用原料血漿の確保目標量から勘案して、38,908リットルを成分献血で確保することとする。この量は、献血者数に換算すると69,528人分となる。

なお、成分献血の実施場所については、成分献血が採血に時間要するなど、献血所の環境を考慮し、全て献血ルームとする。

##### (2) 全血献血

成分献血による確保量を除く62,021リットルは、全血献血で確保する必要があり、製剤別の供給予測及び血液製剤の安全性等を勘案して、目標献血者数は400mL献血153,050人、200mL献血4,004人とする。

なお、全血献血については、献血ルーム及び移動採血車により確保する。

【表1 令和5年度 献血目標】

採 血 区 分	献 血 者 数 (人)			血液量 (リッ)
	移動採血車	献血ルーム	合 計	
成分献血	0	69,528	69,528	38,908
全血献血	400mL	71,780	81,270	153,050
	200mL	2,282	1,722	4,004
		74,062	82,992	157,054
合 計	74,062	152,520	226,582	100,929

## 2 市町村別献血目標について

移動採血車による献血者は、市町村別に確保することとし、移動採血車による目標献血者数を各市町村の献血可能昼間人口比率により按分し、各市町村の 400mL 献血及び 200mL 献血の目標数とする。

各市町村の献血目標は、表2のとおりである。

## 第2節 献血に関する普及啓発その他の前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前節の目標量を確保するために、県及び市町村は、国及び千葉県赤十字血液センター等関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。

県は、県民の献血への理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、千葉県献血推進協議会を開催するものとする。

また、本協議会を活用することにより、千葉県赤十字血液センター及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、千葉県献血推進計画の策定を始めとして、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うものとする。

なお、県及び市町村は、市町村ごとの移動採血車による献血実施計画を千葉県赤十字血液センターと十分協議して策定するとともに、献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に配慮するものとする。

### 1 献血推進のための施策

#### (1) 献血推進キャンペーン・月間運動等の実施

県は、国、市町村及び千葉県赤十字血液センターの協力を得て、献血者の安定的な確保並びに安全な血液の確保を図るため、次のとおり献血推進キャンペーン・月間運動を実施するものとする。

各キャンペーン・月間中は、各種広報媒体（県民だより、市町村広報資料、千葉日報「県からのお知らせ」、千葉テレビ・bayfm78「県広報番組」、県ホームページ等）を活用する他、各地で献血キャンペーンを実施することにより、特に必要性の高い 400mL 全血献血及び近年需要の増大している血漿分画製剤の原料となる成分献血への理解と協力を呼びかけるとともに、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう周知徹底するものとする。

また、市町村においては、上記キャンペーン等以外にも、県及び千葉県赤十字血液センターの協力を得て、広報紙やパンフレット等を活用し、住民を対象とした広報を計画的に実施するよう努めるものとする。

- ① 愛の血液助け合い運動（7月）
- ② 千葉県公務員職場献血推進月間（8月）
- ③ はたちの献血キャンペーン（1月～2月）
- ④ 千葉県献血推進強調月間（3月）

#### (2) 若年層を対象とした普及啓発

県及び市町村は、献血可能人口が減少しており、若年層の献血者も減少傾向が続いていることから、将来にわたって、献血者を安定的に確保するために、特に 10 代から 30 代の若年層を対象とした普及啓発に努める。

このため、県は、国が行う若年層向けの献血啓発資材として作成した大学、短期大学、専門学校等への入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした啓発テキスト及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターの配布等に協力する。また、千葉県赤十字血液センターが行う献血の正しい知識の普及のための「献血セミナー」等に協力するとともに次のとおり啓発普及等を実施するものとする。

- ① 中学生向け啓発テキストの作成、配布
- ② 中学生及び高校生の献血推進啓発ポスターの募集
- ③ 公共交通機関のポスター広告等による若年層（主に20代・30代）に対する献血広報の実施
- ④ 若年層（主に20代・30代）を対象とした献血推進啓発リーフレットの作成、配布
- ⑤ 高等学校・大学・専門学校への献血協力の要請や献血広報等の実施
- ⑥ コンビニのレジ液晶モニター等を活用した献血広報の実施
- ⑦ SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信の実施

(3) 幼少期を対象とした対策

県は次世代の献血者を育てていくために親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、千葉県赤十字血液センターと協力し、啓発を行うものとする。

(4) 献血者が安心して献血できる環境の整備

県は千葉県赤十字血液センターが行う以下の取組を支援する。

- ① 献血申込者に不快の念を与えないよう、献血の受入れに際して丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかつた者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ② 特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- ③ 地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ④ 新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者への対策についての情報発信を適切に行う。

## 2 「第59回献血運動推進全国大会」の開催

7月の「愛の血液助け合い運動」期間中に、「第59回献血運動推進全国大会」を千葉県で開催する。この大会において、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体や個人を表彰すること等により、献血運動の一層の推進を図る。

## 3 献血者確保のための協力

県及び市町村は、必要な時に安全で良質な血液を確保するため、千葉県赤十字血液センターが実施する次の献血推進活動に協力するものとする。

- ① 企業の集団献血の推進
- ② 献血協賛企業（献血サポーター）の募集及びロゴマークの普及、啓発
- ③ 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」及びまれな血液型の献血者登録制度の推進
- ④ 学生献血推進ボランティアと連携した大学等における献血の推進

### 第3節 その他献血の推進に関する重要事項

#### 1 献血推進施策の進捗状況等の確認・評価

県及び市町村は、血液事業の行政担当者が協議する会議を開催し、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、逐次、献血実績等を把握し、必要に応じ、献血推進施策の見直しを行うことに努めるものとする。

県は、次のとおり会議を開催するものとする。

なお、会議については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、適切な方法で実施する。

- ① 保健所・市町村献血等主務課長担当者会議の開催（4～6月）
- ② 保健所献血推進連絡協議会の開催（2～3月）

#### 2 全血献血の在り方

県、市町村及び千葉県赤十字血液センターは、血液製剤の安全性及び製造効率並びに医療需要を踏まえ、採血を行うものとする。

また、200mL 献血については、将来の献血基盤となる若年層の献血を中心に推進するものとする。特に、高校生等の初回献血時には、200mL 献血を推進するなど、できる限り献血を経験してもらうことに努めるものとする。

#### 3 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び千葉県赤十字血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、対応マニュアル等に基づき早急に所要の対策を講ずるよう努めるものとする。

#### 4 災害時等における献血の確保等

県は、千葉県地域防災計画に基づき、災害時等における血液製剤の確保に必要な対策を講ずるものとする。

県及び市町村は、千葉県赤十字血液センターと連携して災害時や新興・再興感染症のまん延下の状況においても医療需要に応じた必要な血液量が確保されるよう様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかけるとともに、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。

#### 5 血液製剤の適正使用推進

県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため、血液製剤を使用する医療機関、千葉県赤十字血液センターの協力を得て、医師等の医療従事者に対する説明会を実施するほか、調査及び検討を行うものとする。